

■慶弔規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約の第20条により慶弔規程を下記のとおり定める。

第1条（結婚）

理事本人が結婚する場合

10,000円

第2条（出産）

理事本人又は配偶者が出産する場合

10,000円

第3条（服喪）

(1) 理事本人死亡

10,000円及び花基1基

(2) 理事配偶者死亡

10,000円及び花基1基

(3) 各地域会長、理事長が死亡

10,000円及び花基1基

(4) 名誉会長、顧問及び参与については別途協議の上決定する。

第4条

各条項に記述されていない事項は別途協議の上決定する。